

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県南三陸町

S=1:25,000  
0 500 1000 (m)

**防護**

- 海岸保全施設 (現況)
- 海岸保全施設の種類
- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤 (工)
- 人工リーフ
- 胸壁
- 水門
- 重要施設
- 受益地域

**利用**

- 海岸保全施設
- 砂浜
- 崖
- その他

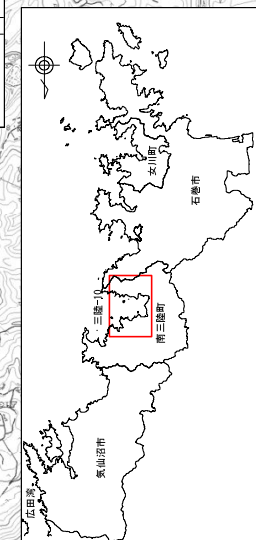
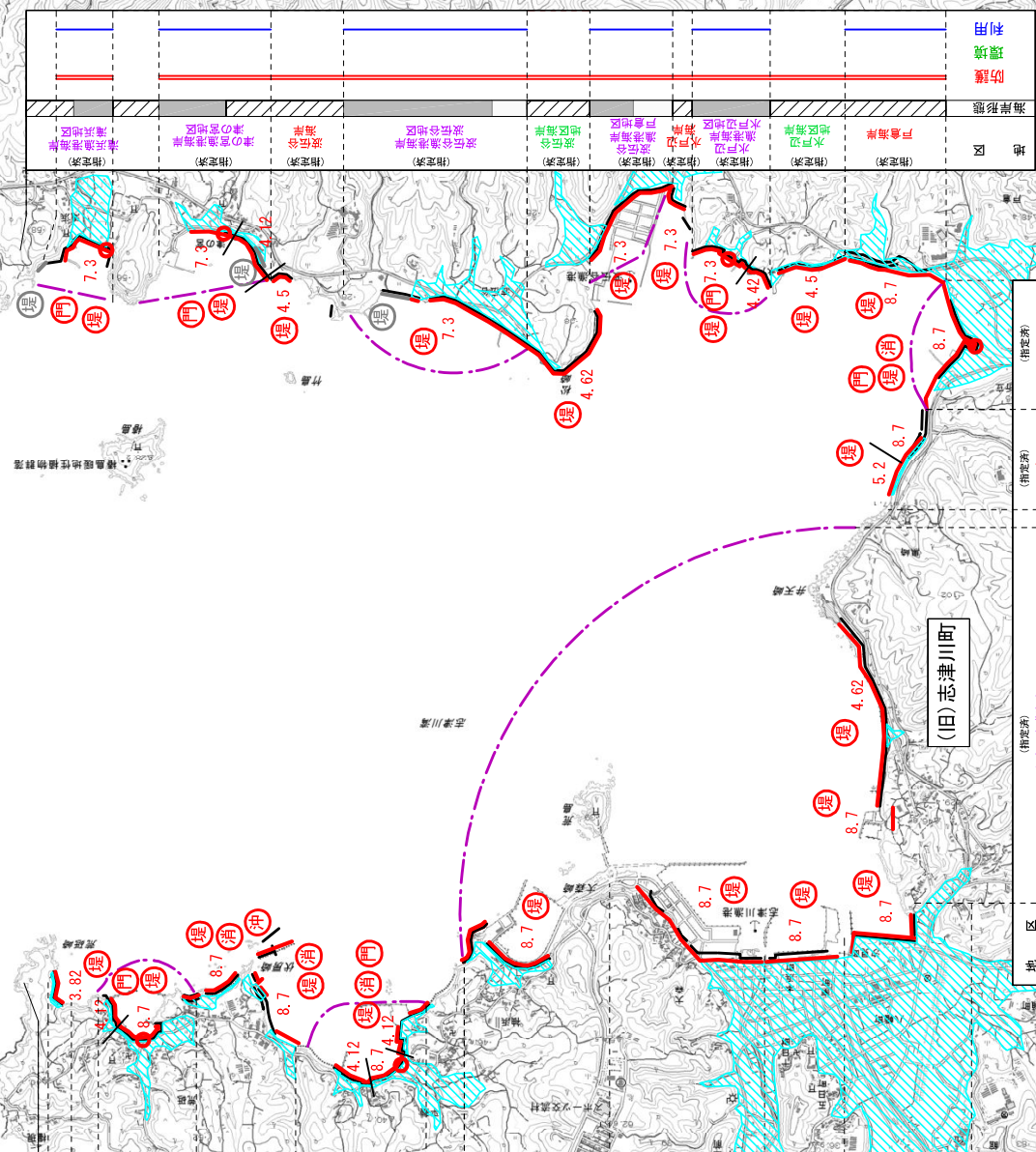
**計画施設**

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防潮・潮止閘門
- 突堤
- 計画堤防高 (I.P.m) 7.2

**備考**

- 海岸保全施設
- 現況
- 計画施設

(指定済) 荒砥漁港海岸 荒砥地区	(指定済) 荒砥海岸	(指定済) 平磯漁港海岸 平磯地区	(指定済) 大森袖浜地区	(指定済) 志津川漁港海岸 大森地区	(指定済) 港町地区	(指定済) 大久保・汐見地区	地区
海岸形態							防護 環境 利用



(指定済) 折立漁港海岸 折立地区	(指定済) 黒崎漁港海岸 黒崎地区	(指定済) 志津川漁港海岸 林地区	地区
海岸形態			防護 環境 利用

以下については全域で推進する。  
**防護**：防災対策の推進に努める。  
**防護**：自然景観の保全に配慮する。  
**防護**：自然景観の保全・適政を図る。  
**利用**：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸一〇】

市町村名	二丁目以下指定区域名	海岸線全区域指定区域名	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理業者)	1. 海岸の特性	2 防波堤・堤防 (堤防等の高さ・基準面(T.P.))			3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域に配慮する事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						津波・高潮・波浪 (旧計画高さ) (現計画高さ)	津波・高潮 (計画堤防高)	津波・高潮 (計画堤防高)	侵害 整備施設名	防波 津波 高潮	環境 利用					
岩手県 宮城県 福島県 茨城県 千葉県 東京都	荒浜地区海岸	○	荒浜地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地が主である。新たな堤防、船着き場の整備が必要。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	-	3.82 (3.82)	3.82 (3.82)	3.82	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+3.82mの堤防を整備する。	護岸 L=183m	・漁業者との調整に配慮する。	・侵害海岸であるため、日常巡視においては、侵害状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、護岸や船揚場の状況、根拠のブロックの高さを確認する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	草壁海岸	○	草壁海岸	水産庁 (宮城県)	海岸施設が整備され、背後は道路、家屋が分布する。新たな堤防整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.12 (4.12)	4.12	4.12	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.12m、+8.70mの堤防、胸壁、水門を整備する。	護岸 L=59m(T.P.+4.12m) 堤防、胸壁 L=320m 水門 1基	・漁業者との調整に配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	荒浜海岸	○	荒浜海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	堤防海岸で、背後は農地、家屋が分布し、今後復旧予定。既設堤防は震災で壊損したため、新たな堤防の整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.50 (4.50)	4.50	4.50	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防と消波堤、胸壁、水門を整備する。	堤防 L=88m 消波堤 L=224m		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	平塚海岸	○	平塚海岸	水産庁 (宮城県)	一般漁港施設が整備される漁港海岸。地先は養殖に利用されている。新たな堤防整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.12 (4.12)	4.12	4.12	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.12m、+8.70mの堤防、胸壁、水門を整備する。	護岸 L=242.3m(T.P.+4.12m) 堤防、胸壁 L=216.3m 消波堤 L=45m 水門 4基 水波堤 L=140m(T.P.+4.12m)	・漁業者との調整に配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	志津川漁港海岸	○	志津川漁港海岸	水産庁 (宮城県)	前浜の利用として海浜公園及び人工海浜が復旧され予定。その利用途及び漁業者の選定は関係機関と連携し、新たな堤防整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.62 (4.62)	4.62	4.62	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	堤防 L=82m	・景観保全に努めるとともに、多面的な海岸利用形態間の調整を図る。 ・観光客が多いため、アクセスの確保に配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	志津川漁港海岸	○	志津川漁港海岸	水産庁 (宮城県)	人家は基本的に高台移転するが、漁港背後では既に水産関係業種が建設されている。また、区画整理事業によるまちづくりの土地利用計画に併せ新たな堤防整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.62 (4.62)	4.62	4.62	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	堤防 L=89m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	志津川漁港海岸	○	志津川漁港海岸	水産庁 (宮城県)	人家は基本的に高台移転するが、区画整理事業によるまちづくりの土地利用計画と併せ新たな堤防整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.62 (4.62)	4.62	4.62	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	堤防 L=350m	・景観保全に努めるとともに、多面的な海岸利用形態間の調整を図る。 ・観光客が多いため、アクセスの確保に配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	志津川漁港海岸	○	志津川漁港海岸	水産庁 (宮城県)	背後には、震災記念公園及び緑地公園の整備が予定されており、その計画と併せ新たな堤防整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.62 (4.62)	4.62	4.62	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	堤防 L=541m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	志津川漁港海岸	○	志津川漁港海岸	水産庁 (宮城県)	海岸施設、高台までの連絡道路が存在する。新たな堤防の整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.62 (4.62)	4.62	4.62	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.62m、+8.70mの堤防、堤防を整備する。	堤防 L=100.00m(T.P.+4.70) 護岸 L=735.00m(T.P.+4.62)	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
	黒崎海岸	○	黒崎海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	海岸で背後は道路、既設堤防は震災により沈下したため、新たな堤防の整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	5.20 (5.20)	5.20	5.20	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+5.20mの堤防を整備する。	護岸 L=239m 堤防 L=520m 水門 1基	・漁業者との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。		
折立海岸	○	折立海岸	水産庁 (宮城県)	海岸施設が整備され、背後は農地・道路、また水産加工場を復旧する予定。新たな堤防の整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	5.12 (5.12)	5.12	5.12	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防、水門を整備する。	堤防 L=825m 水門 1基	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。			
戸倉海岸	○	戸倉海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	折立川河口に位置する海岸で背後は農地、家屋が分布している。震災は移転予定だが、農地、家屋は復旧予定。地先は折立川干預堤として利用されている。既設堤防は震災により破壊されたため、新たな堤防の整備が必要。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	8.70	4.50 (4.50)	4.50	4.50	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	堤防 L=610m	・漁業者との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、関係機関における連携を強化し、関係機関に留意する。			
水戸辺地区海岸	○	水戸辺地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地である。新たな堤防の整備が必要。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	-	4.50 (4.50)	4.50	4.50	○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.50mの堤防を整備する。	護岸 L=347m		・侵害海岸であるため、日常巡視においては、侵害状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、護岸の状況や根拠のブロックの高さを確認する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			

整備箇所整理表【三陸一10】

市町村名	海岸保全区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防波水準 (堤防等の高さ・基準面T.P.)			3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (旧計画高) (現況施設高)	津波・高潮 新計画防高	留意 新計画高 整備施設名	防風	防食	環境					
南三陸町 (旧三陸町)	○	水戸辺海岸 水戸辺地区	水産庁 (南三陸町)	漁港施設が整備され、背後は農地、家屋となつてい る。新たな堤防整備が必要。	4.42 (4.42)	7.30	4.42	●	●	○	●	天端高T.P.+4.42m、+7.30 mの堤防、胸壁と水 門を整備する。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後は家屋が分布しているため、定期的な点検・整 備を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグネットの稼働及び管理 の留意に留意する。	
	○	水戸辺海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	背後は農地が主で、林地及び家屋が分布していた。 家屋は移転するが、林地は復旧予定。農政で施設設 計は済んだため、新たな堤防整備が必要。	4.60 (4.60)	7.30	-	●	●	○	●	天端高T.P.+7.30mの堤防 を整備する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後は農地が分布していることから、一般利用にも留意 した監視を行う。		
	○	浪佐谷海岸 戸倉地区	水産庁 (宮城県)	背後に防災集団移転促進事業で整備される地帯を 連絡する道路が新たに整備され、その道路計画と併 せ新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	7.30	-	●	●	○	●	天端高T.P.+7.30mの堤防 を整備する。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグネットに際しては 利用者の安全に留意する。	
	○	浪佐谷地区海岸 (戸倉)	農林振興局 (宮城県)	海岸で、背後は農地が主で林地が含まれる。新 たな堤防の整備が必要。	4.62 (4.62)	-	4.62	●	●	○	○	天端高T.P.+4.62mの堤防 を整備する。	・日常巡視に際しては、優良状況に 留意する。また、台風等の波浪の後は、農地の状況や樹 木の倒伏の有無を確認し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	浪佐谷海岸 浪佐谷地区	水産庁 (宮城県)	背後に防災集団移転促進事業で整備される地帯を 連絡する道路が新たに整備され、その道路計画と併 せ新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	7.30	-	●	●	○	●	天端高T.P.+7.30mの堤防 を整備する。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグネットの稼働及び管理 の留意に留意する。	
	○	浪佐谷海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	大部分が海岸で、背後は道路、家屋が分布してい た。震災により、被災した家屋は移転する。既設堤防 の低下及び一部破損が発生したため、堤防の補修が 必要。	4.50 (4.50)	-	4.50	●	●	○	○	天端高T.P.+4.50mの堤防 を整備する。	・日常巡視に際しては、吐口フラッグネットの稼働及び管理 の留意に留意する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後は家屋が分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。	
	○	津の宮海岸 津の宮地区	水産庁 (南三陸町)	漁港施設、海岸からなり、背後に集落が分布する。 新たな堤防整備が必要。	4.12 (4.12)	7.30	4.12	●	●	○	●	天端高T.P.+4.12m、+7.30 mの堤防、水門を 整備する。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後は家屋が分布しているため、定期的な点検・整 備を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグネットの稼働及び管理 の留意に留意する。	
	○	津の宮海岸 津の宮地区	水産庁 (南三陸町)	漁港施設、海岸からなり、背後に集落が分布する。 新たな堤防整備が必要。	5.10 (5.12)	7.30	-	●	●	○	●	天端高T.P.+7.30mの護 岸、堤防、水門を整備す る。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後は家屋が分布しているため、定期的な点検・整 備を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物及び水 門、吐口フラッグネットの稼働及び管理の留意に留意する。	

環境：  
● 防風対策、○ 防食などの海岸保全対策、  
△ 防風対策  
● 環境に配慮が必要  
○ 一般的な配慮が必要  
● 環境に配慮が必要  
○ 一般的な配慮が必要  
● 環境に配慮が必要  
○ 一般的な配慮が必要

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

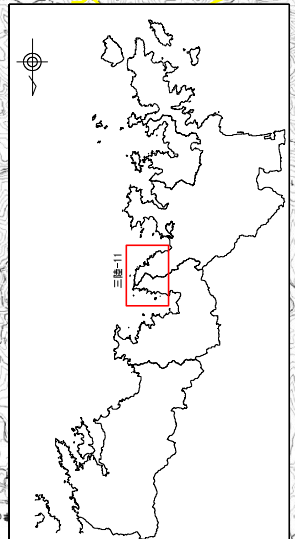
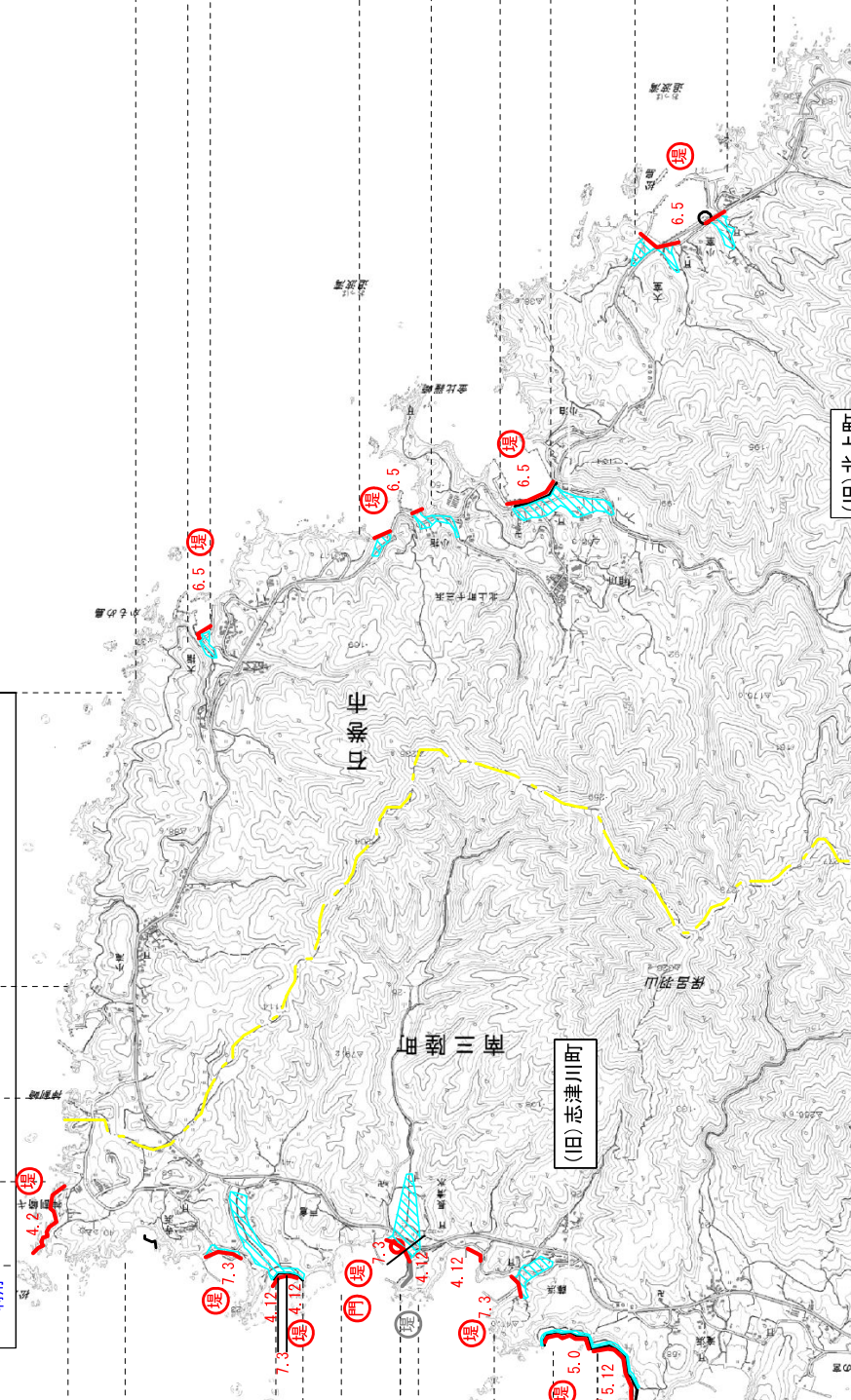
市町村名  
宮城県南三陸町・石巻市



地区	(指定済) 寺浜海岸	北上漁港海岸
海岸形態		
防護		
環境		
利用		

地区	(指定済) 寺浜漁港海岸 寺浜地区	(指定済) 寺浜地区海岸	(指定済) 長清水漁港海岸 長清水地区	(指定済) 藤浜漁港海岸 藤浜地区	(指定済) 港浜地区海岸 港浜地区
海岸形態					
防護					
環境					
利用					

海岸形態	寺浜海岸	港浜地区海岸	港浜地区海岸	港浜地区海岸	港浜地区海岸	港浜地区海岸	港浜地区海岸
防護							
環境							
利用							



**防護**

- 海岸保全施設 (現況)
- 海岸保全施設の種類
- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤 (工)
- 人工リーフ
- 胸壁
- 水門
- 重要施設
- 受益地域

**利用**

- 海岸保全施設
- 砂浜
- その他
- 港湾漁港区域

**計画施設**

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防波・消波門
- 突堤

赤色：海岸保全施設  
灰色：港山施設

7.2 計画堤防高 (T.P. m)

以下については全域で推進する。  
 防護：防災対策の推進に努める。  
 防護：自然景観の保全に配慮する。  
 利用：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸一11】

市町村名	ポイント名	海岸線全区域指定	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1.海岸の特性	2.防波水準 (堤防等の高さ・遡進面T.P.)		3.海岸で特に必要な観測点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
						津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮・波浪 (想定)	浸食	津波	高潮						防波
三陸県 田舎郷 田舎郷 川	○	○	海岸地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後は農地が主で、防波堤及び防波堤がある。新たな堤防、給排水施設の整備が必要。	5.12 (5.12)	-	5.12	●	○	○	天端高T.P.+5.12mの護岸を整備する。	護岸 L=40m	・漁業等との調整に配慮する。	・収食場所であるため、日常巡視においては、収食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根元めアロウの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。	
			藤浜地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後は農地が主で、林畑がある。新たな堤防の整備が必要。	5.00 (5.00)	-	5.00	●	○	○	天端高T.P.+5.00mの護岸を整備する。	護岸 L=115m (藤浜Ⅰ) 護岸 L=233m (藤浜Ⅱ)	・収食場所であるため、日常巡視においては、収食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根元めアロウの飛散等に留意する。生食の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。		
			藤浜海岸 藤浜地区	水産庁 (第三総局)	漁業施設、唐津海岸からなる。背後は集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	7.30	4.12	●	○	●	○	天端高T.P.+4.12、+7.30mの護岸、堤防を整備する。	護岸 L=100m(T.P.+4.12m) 堤防 L=150m (T.P.+7.30m)	・漁業等との調整に配慮する。 ・港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。
			長湊水産漁港 長湊水産地区	水産庁 (第三総局)	漁業施設、唐津海岸からなる。背後は集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	7.30	4.12	●	○	●	○	天端高T.P.+4.12m、+7.30mの護岸、堤防、水門を整備する。	護岸 L=60m(T.P.+4.12) 堤防 L=288m(T.P.+7.30) 水門 1基	・漁業等との調整に配慮する。 ・港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。
			寺浜海岸 寺浜地区	水産庁 (第三総局)	漁業施設、唐津海岸からなる。背後は集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	7.30	-	●	○	●	○	天端高T.P.+7.30mの堤防を整備する。	堤防 L=200m	・漁業等との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。
			寺浜地区海岸	農林振興局 (宮城県)	海岸で、背後は農地が主で林畑が含まれる。新たな堤防の整備が必要。	4.12 (4.12)	7.30	4.12	●	○	●	○	天端高T.P.+4.12m、+7.30mの護岸を整備する。	護岸 L=133.8m (T.P.+4.12m) 護岸 L=97.2m(T.P.+7.30m)	・漁業等との調整に配慮する。 ・港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。
			寺浜海岸	水産庁 国土保全局 (宮城県)	面瀬の防波堤、背後は林畑であるが、キャンブ場が位置していた。	4.20 (-)	-	4.20	●	○	●	○	天端高T.P.+4.20mの護岸を整備する。	護岸 L=300m	・岩礁海岸の景観と調和した施設整備に努める。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。
			北上漁港海岸 大岩地区	水産庁 (石巻市)	漁業施設と唐津海岸からなり、背後に水深阻断施設等が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	6.50	-	●	○	●	○	天端高T.P.+6.50mの堤防を整備する。	堤防 L=100m	・漁業等との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。
			北上漁港海岸 小岩地区	水産庁 (石巻市)	漁業施設と唐津海岸からなり、背後は水深阻断施設等が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	-	6.50	-	●	○	●	○	天端高T.P.+6.50mの堤防を整備する。	堤防 L=150m	・漁業等との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。
			北上漁港海岸 相川地区	水産庁 (石巻市)	主に漁港施設が整備され、背後は道路、農地、水産阻断施設等が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.12 (4.12)	6.50	-	●	○	●	○	天端高T.P.+6.50mの堤防を整備する。	堤防 L=260m	・漁業等との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。
北上漁港海岸 大岩地区	水産庁 (石巻市)	主に漁港施設が整備され、背後は道路、農地、水産阻断施設等が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	6.50	-	●	○	●	○	天端高T.P.+6.50mの堤防を整備する。	堤防 L=300m	・漁業等との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開閉における支障物等に留意する。			

防波対策: ●津波対策、○収食などの海岸保全対策、  
 △低守点対策  
 環境対応: ●環境的配慮が必要  
 利用対応: ○利用対応

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県石巻市

S=1:25,000  
0 500 1000 (m)



**防 護**

- 海岸保全施設（現況）
- 海岸保全施設の種別
- 堤 防
- 護 岸
- 突 堤
- 離 岸堤
- 消 波堤（工）
- 人 工リーフ
- 胸 壁
- 水 門
- 重要施設
- 受益地域

**利 用**

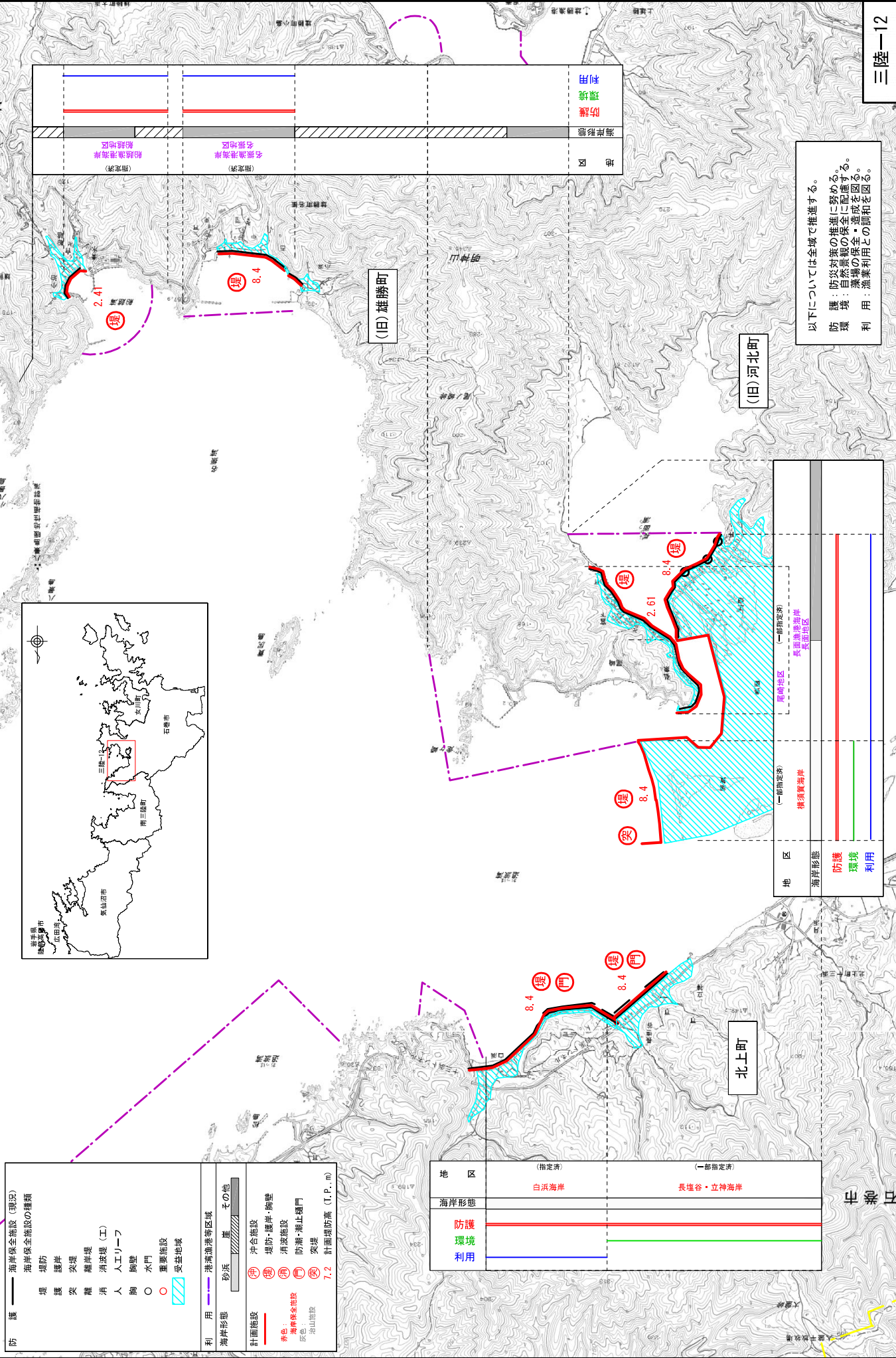
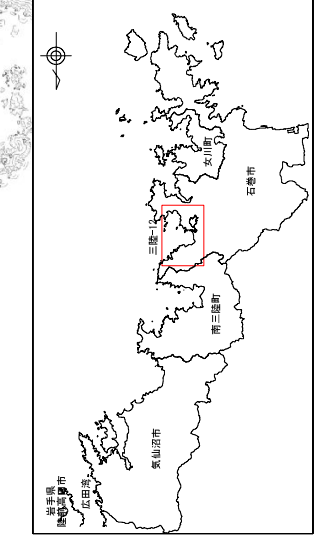
- 港湾漁港等区域
- 砂浜
- その他

**海岸形態**

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防波・潮止樋門
- 突堤
- 計画堤防高（I.P.m）

赤色：海岸保全施設  
灰色：治山施設

7.2



地 区	(指定湾) 白浜海岸	(一部指定湾) 長塩谷・立神海岸
海岸形態		
防 護	—	—
環 境	—	—
利 用	—	—

地 区	(一部指定湾) 長塩谷海岸 長塩谷地区 長塩谷地区 長塩谷海岸 長塩谷地区
海岸形態	
防 護	—
環 境	—
利 用	—

地 区	海岸形態	防 護	環 境	利 用
(指定湾) 船越海岸 船越地区		—	—	—
(指定湾) 名塩海岸 名塩地区		—	—	—

以下については全域で推進する。  
防 護：防災政策の推進に努める。  
環 境：自然景観の保全に配慮する。  
利 用：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸-12】

市町村名	ユニティポイント名	海岸保護区域指定区画	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理業者)	1. 海岸の特性	2 防衛水準 (堤防等の高さ・基準面T.P.)			3 海岸で特に必要な観測点			5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						津波・高潮 (想定高潮位) 目付面高 (想定高潮位)	津波・高潮 (想定高潮位) 新面堤防高	津波・高潮 (想定高潮位) 新面堤防高	津波・高潮	防風	環境				
石巻市(旧)北郷町	白浜海岸	○	白浜海岸	水管理 国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で小川が流入する。地元住民から海水浴場としての機能確保を要望されており、海水浴場の利用に配慮する必要がある。背後には国道がある。被災により新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	8.40	-	●	●	●	天端高T.P.+8.40mの堤防と水門を整備する。	海水浴場として利用されることから、背後地からの海水へのアクセスに配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。</li> <li>・日常巡視や臨時点検の際には、特に構造物のフックや鋼骨等を点検し、劣化した状態を早期に発見し、適切な修繕を行う。</li> <li>・日常巡視及び臨時点検の際には、特に構造物のフックや鋼骨や破損に留意する。</li> <li>・施設及び施設を操作するために必要な機器、道具等を良好な状態で保つよう、点検規則に従い、定期的に点検・整備を行う。</li> <li>・日常巡視の際には、砂浜の地形変化状況を監視するとともに、水門、吐ロアートの稼働及び水留の留意にも留意する。</li> </ul>	
						4.50 (4.50)	8.40	-	●	●	●	天端高T.P.+8.40mの堤防と水門を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃、海岸環境の調査等について、情報の遅れ・滞りを防ぎ、砂浜清掃等の保全に配慮する。</li> </ul>		
						3.00 (3.00)	8.40	突堤	●	●	●	天端高T.P.+8.40mの堤防と突堤を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂浜植生の保全に配慮するとともに、背後地と一体として海水浴場として利用と兼用されることから、背後地から海水へのアクセスを確保する。</li> <li>・海岸清掃、海岸環境の調査等について、情報の遅れ・滞りを防ぎ、砂浜清掃等の保全に配慮する。</li> <li>・利用者を含めた、津波防災対策の充実を図る。</li> </ul>		
						2.61 (2.64)	8.40	-	●	○	●	天端高T.P.+8.40mの堤防を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃、海岸環境の調査等について、情報の遅れ・滞りを防ぎ、砂浜清掃等の保全に配慮する。</li> <li>・利用者を含めた、津波防災対策の充実を図る。</li> </ul>		
石巻市(旧)北郷町	船瀬海岸	○	船瀬海岸 船瀬地区	水産庁 (石巻市)	長瀬浦内に位置する。背後に干堀が幾重も、潮干狩り場となっている。背後は道路、農地、水産関連施設が密集している。被災により新たな堤防の整備が必要。	2.61 (2.64)	8.40	-	●	○	●	天端高T.P.+2.61mの堤防を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。</li> <li>・日常巡視の際には、陸間閉鎖における支障物等に留意する。</li> <li>・日常巡視の際には、吐ロフック等の稼働及び水路の埋塞に留意する。</li> </ul>		
						2.61 (2.61)	8.40	2.61	●	○	●	天端高T.P.+2.61mの堤防を整備する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃、海岸環境の調査等について、情報の遅れ・滞りを防ぎ、砂浜清掃等の保全に配慮する。</li> </ul>	
石巻市(旧)雄勝町	各務池海岸	○	各務池海岸 名張地区	水産庁 (石巻市)	各務池が整備され、背後に道路、水産関連施設が密集している。被災により新たな堤防の整備が必要。	3.31 (3.30)	8.40	-	●	○	●	天端高T.P.+3.31mの堤防を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。</li> <li>・日常巡視の際には、陸間閉鎖における支障物等に留意する。</li> <li>・日常巡視の際には、吐ロフック等の稼働及び水路の埋塞に留意する。</li> </ul>		
						2.41 (2.40)	8.40	2.41	●	○	●	天端高T.P.+2.41mの堤防を整備する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃、海岸環境の調査等について、情報の遅れ・滞りを防ぎ、砂浜清掃等の保全に配慮する。</li> </ul>	

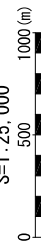
防衛対応: ●津波対策、○風食などの海岸保全対策、  
 観測点: ●観測点設置、○観測点設置不要  
 環境配慮: ●環境に配慮が必要、○環境に配慮が必要  
 利用対応: ●利用制限あり、○利用制限なし

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

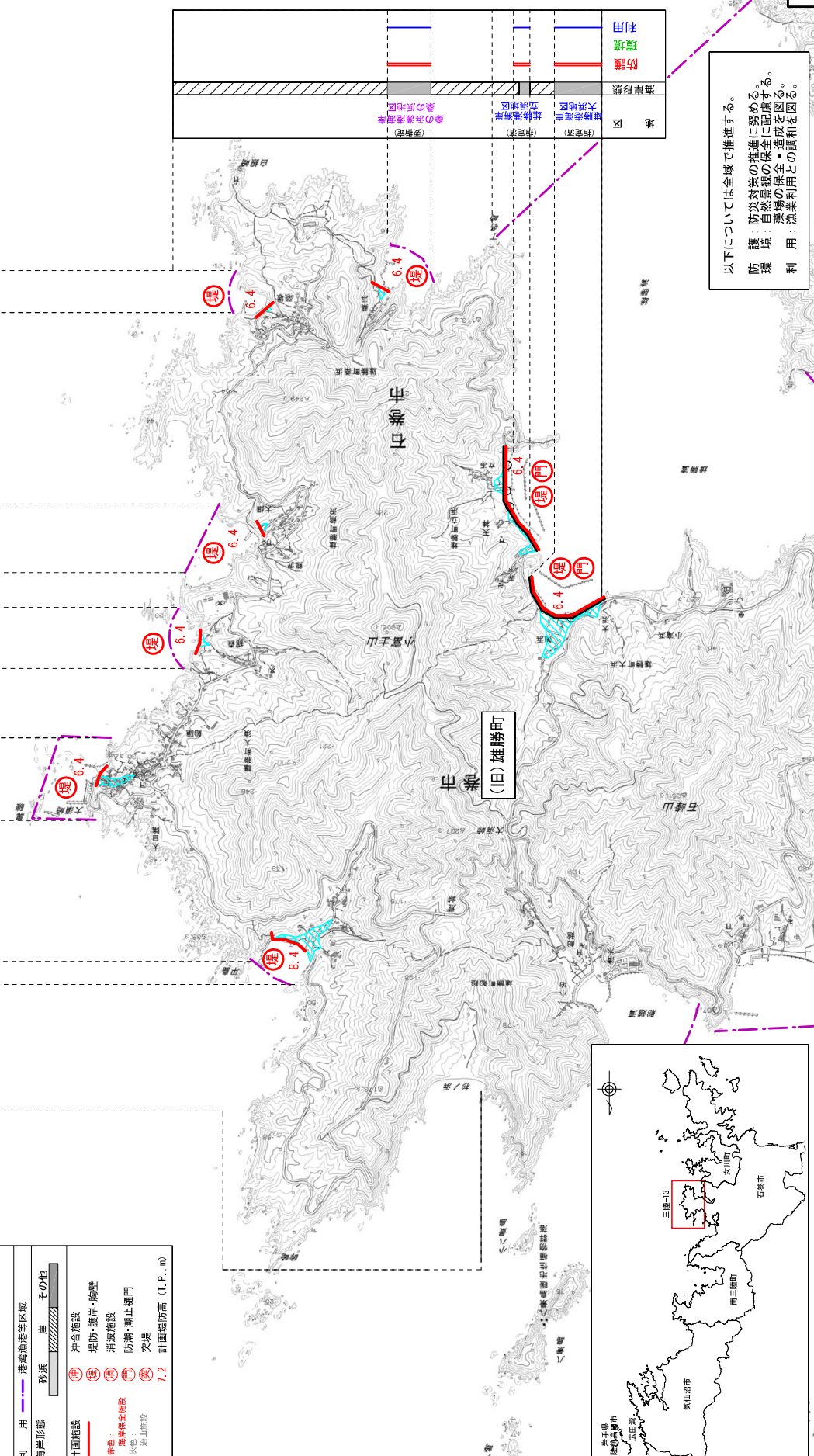
市町村名  
宮城県石巻市

S=1:25,000



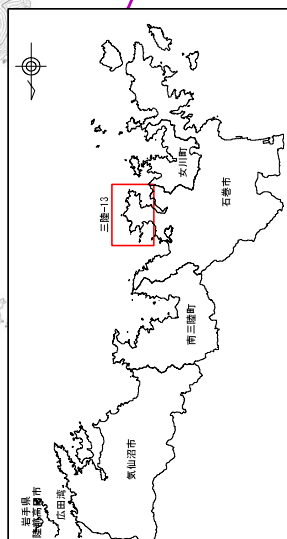
- 防護**
- 海岸保全施設 (現況)
  - 海岸保全施設の種別
  - 堤 護岸
  - 突 堤
  - 消波堤 (工)
  - 人工リーフ
  - 胸壁
  - 水門
  - 重要施設
  - 受益地域
- 利用**
- 海岸保全施設
  - 砂浜
  - 崖
  - その他
- 計画施設**
- 沖合施設
  - 堤防・護岸・胸壁
  - 消波施設
  - 防潮・潮止樋門
  - 突堤
  - 計画堤防高 (I.P.m) 7.2
- 備考:**
- 海岸保全施設
  - 崖色
  - 治山施設

地区	(一期指定岸) 瑞穂海岸 指定地区	(準指定岸) 大荒海岸 指定地区	(準指定岸) 宇島海岸 指定地区	(準指定岸) 熊取海岸 指定地区	(準指定岸) 特殊用途海岸 指定地区
海岸形態	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]
防護	[Red line]	[Red line]	[Red line]	[Red line]	[Red line]
環境	[Green line]	[Green line]	[Green line]	[Green line]	[Green line]
利用	[Blue line]	[Blue line]	[Blue line]	[Blue line]	[Blue line]



地区	(指定岸) 雄勝海岸 指定地区	(指定岸) 雄勝海岸 指定地区	(指定岸) 雄勝海岸 指定地区
海岸形態	[Hatched]	[Hatched]	[Hatched]
防護	[Red line]	[Red line]	[Red line]
環境	[Green line]	[Green line]	[Green line]
利用	[Blue line]	[Blue line]	[Blue line]

以下については全域で推進する。  
**防護:** 防災政策の推進に努める。  
**環境:** 自然環境の保全に配慮する。  
**利用:** 漁業利用との調和を図る。





整備箇所整理表【三陸一13】

市町村名	ポイント名	海岸保護区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2 防波火障 (堤防等の高さ・高潮面T.P.)				3. 海岸で特に必要な観測点			5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						津波・高潮・低潮 (旧計画高) (新計画設置)	津波・高潮 (新計画堤防高)	津波・高潮 (新計画高潮面T.P.)	侵害	防波	環境	利用				
石巻市 (旧雄勝町)	雄勝海岸 (大浜地区)	○	荒瀬海岸 荒地区	水産庁 (石巻市)	砂浜海岸で、海が荒廃して利用されない。背後は崖。防波堤の延長があり、また海水浴施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	821 (510)	8.40	-	●	●	●	●	天端高T.P.+8.40mの堤防を整備する。	堤防 L=318m	・海水浴場利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内程度に定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場であるため、日常巡視に際しては、特に利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐ロゲートの稼働及び水陸の留意に留意する。
		○	水須津海岸 大浜地区	水産庁 (石巻市)	海岸内に位置し、海岸沿いに道路がある。背後に水産関係施設(産加工工場、共同作業場等)が復旧予定。新計画と併せて新たな堤防整備が必要。	(-)	6.40	-	○	○	○	○	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=40m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内程度に定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。
		○	宇島津海岸 宇島地区	水産庁 (石巻市)	海岸上と漁港施設からなり、背後に水産関係施設(産加工工場、共同作業場等)が復旧予定。背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	(-)	6.40	-	○	○	○	○	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=150m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内程度に定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。
		○	鴨津海岸 荒地区	水産庁 (石巻市)	海岸上と漁港施設からなり、背後に水産関係施設(産加工工場、共同作業場等)が復旧予定。背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	(-)	6.40	-	○	○	○	○	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=60m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内程度に定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。
		○	羽津海岸 羽地区	水産庁 (石巻市)	海岸施設が整備され、背後に水産関係施設(産加工工場、共同作業場等)が復旧予定。背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	(-)	6.40	-	○	○	○	○	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=80m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内程度に定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。
		○	桑の浜海岸 桑の浜地区	水産庁 (石巻市)	海岸施設が整備され、背後に水産関係施設(産加工工場、共同作業場等)が復旧予定。背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	3.11 (-)	6.40	-	○	○	○	○	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=100m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内程度に定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。
		○	雄勝海岸 雄勝海岸 (大浜地区)	水産庁 (石巻市)	海岸施設が整備され、背後は道路、集落が分布する。小川の流入がある。意図により堤防は撤去しており背後地利用計画に併せて堤防を整備する。	4.90 (4.90)	6.40	-	○	○	○	○	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。 護岸、胸壁、水門を整備する。	護岸、胸壁 L=87m 水門	・港湾施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている箇所であり、陸間が設置されているため、日常巡視や臨時点検に際しては、構造物の破損や陸間閉鎖における支障発生や利用者の安全に留意するとともに、吐ロゲートの稼働及び水陸の留意を監視する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内程度に定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		○	雄勝海岸 雄勝海岸 (大浜地区)	水産庁 (石巻市)	海岸施設が整備され、背後は道路、集落が分布する。小川の流入がある。意図により堤防は撤去しており背後地利用計画に併せて堤防を整備する。	5.90 (5.90)	6.40	-	○	○	○	○	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。 護岸、胸壁、水門を整備する。	護岸、胸壁 L=92m 水門	・港湾施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている箇所であり、陸間が設置されているため、日常巡視や臨時点検に際しては、構造物の破損や陸間閉鎖における支障発生や利用者の安全に留意するとともに、吐ロゲートの稼働及び水陸の留意を監視する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内程度に定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

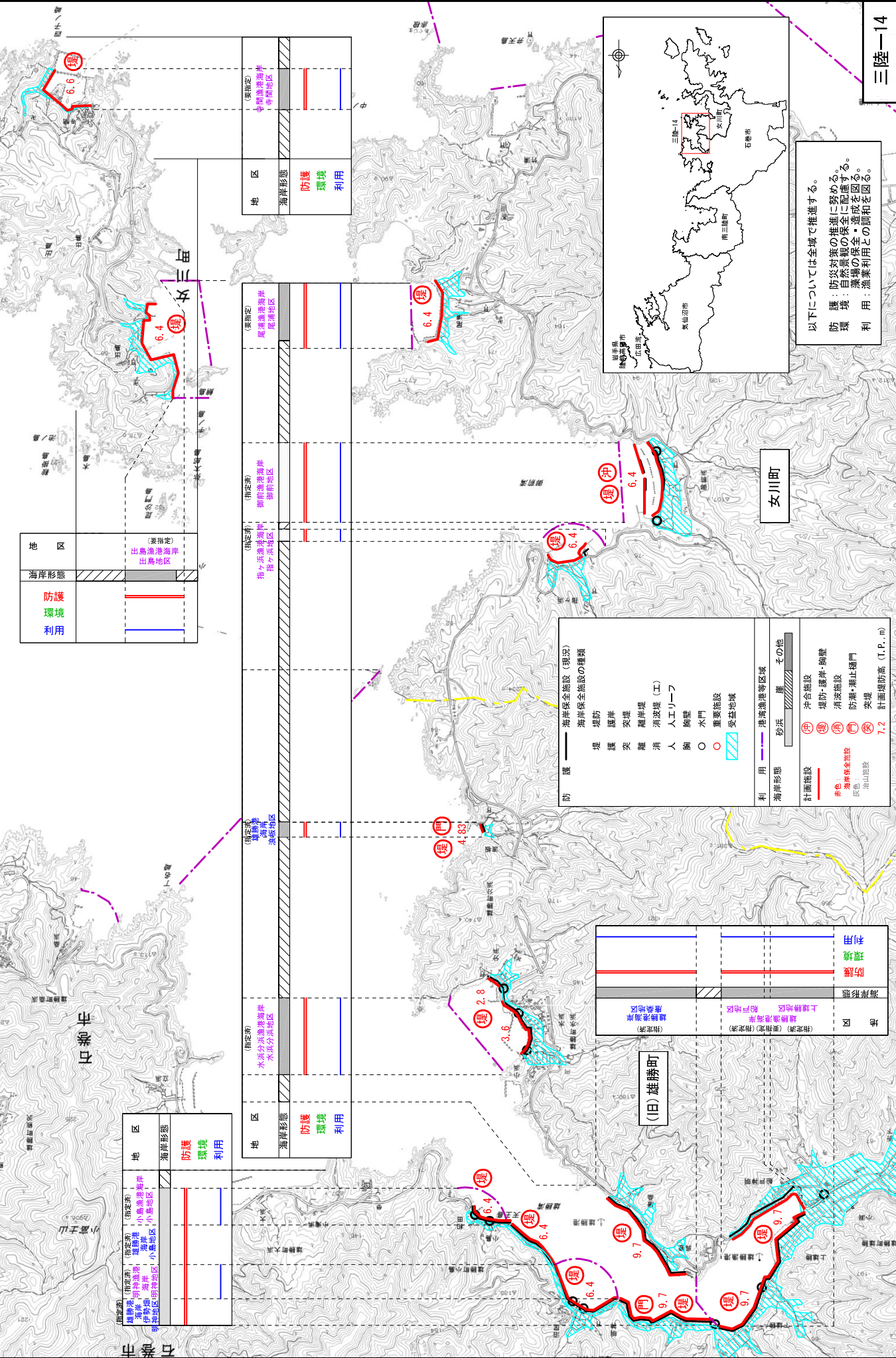
防波対応: ●津波対策、○優食などの海岸保全対策、  
 環境: ●特に配慮が必要 △既守点検等  
 利用対応: ◎一般的に配慮が必要 □

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県石巻市・女川町

S=1:25,000  
0 500 1000 (m)



地区	(指定) 庄内漁港海岸 庄内地区
海岸形態	防 護 環 境 利 用

地区	(指定) 御前海岸海岸 御前地区
海岸形態	防 護 環 境 利 用

地区	(指定) 水沢分庄海岸海岸 水沢分庄地区
海岸形態	防 護 環 境 利 用

地区	(指定) 小島海岸海岸 小島地区
海岸形態	防 護 環 境 利 用

防 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設 (現況)</li> <li>海岸保全施設の種別</li> <li>堤防</li> <li>護岸</li> <li>突堤</li> <li>離岸堤</li> <li>消波堤 (工)</li> <li>人工リーフ</li> <li>胸壁</li> <li>水門</li> <li>防波</li> <li>重要施設</li> <li>受益地域</li> </ul>
利 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設</li> <li>砂浜</li> <li>崖</li> <li>その他</li> </ul>
海岸形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖合施設</li> <li>堤防・護岸・胸壁</li> <li>消波施設</li> <li>防波・潮止・水門</li> <li>突堤</li> <li>計画施設</li> </ul>
計画施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設</li> <li>防波</li> <li>消波</li> <li>防波・潮止</li> <li>突堤</li> <li>計画堤防高 (T.P. m)</li> </ul>

地区	(指定) 雄勝海岸海岸 雄勝地区
海岸形態	防 護 環 境 利 用

地区	(指定) 上雄勝地区 上雄勝地区
海岸形態	防 護 環 境 利 用

地区	(指定) 雄勝海岸海岸 雄勝地区
海岸形態	防 護 環 境 利 用

以下については全域で推進する。  
防 護：防災対策の推進に努める。  
防 護：自然環境の保全に配慮する。  
環 境：漁業の保全・開放を図る。  
利 用：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸-14】

市町村名	海岸線全区域指定指定区分	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1.海岸の特性	2 防波水準 (堤防等の高さ・高潮面T.P.)			3.海岸で特に必要な観測点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (観測施設設置)	浪高・高潮 (観測施設設置)	津波・高潮・波浪 (観測施設設置)	侵害	防波	環境					
五 五 市 市 (旧 田 津 郡 田 津 町)	○	小島漁港海岸 小島地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設が整備され、背後に道路、水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	3.60 (3.60)	6.40	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=380m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。			
	○	越前海岸 小島地区	港湾局 (宮城県)	背後に道路が分布する。震災により堤防は被災しており背後地利用計画に併せて整備が必要。	5.40 (5.40)	6.40	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○陸間閉鎖に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの護岸を整備する。	護岸 L=438m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。				
	○	明海海岸 明神地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設が整備され、背後に道路、水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	3.61 (3.60)	6.40	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=922m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。			
	○	越前海岸 (伊勢野・明神地区)	港湾局 (宮城県)	背後に道路が分布する。震災により堤防は被災しており背後地利用計画に併せて整備が必要。	5.90 (5.90)	9.70	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○陸間閉鎖に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの護岸、水門を整備する。	護岸 L=630m 水門	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。				
	○	越前海岸 上越前地区	水産庁 (宮城県)	漁港施設が整備され、背後に道路、水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.11 (4.11)	9.70	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=721m 胸壁 L=628m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。			
	○	越前海岸 船子地区	水産庁 (宮城県)	漁港施設が整備され、背後に道路、水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.11 (4.11)	9.70	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防を整備する。	堤防 L=641m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。			
	○	越前海岸 船子地区	港湾局 (宮城県)	背後に道路が分布する。震災により堤防は被災しており背後地利用計画に併せて整備が必要。	4.90 (4.90)	9.70	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○陸間閉鎖に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの護岸、胸壁を整備する。	護岸 L=987m	・港湾施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。			
	○	水尻分浜海岸 水尻分浜地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設が整備され、背後に道路、小浜川が流入する。水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	3.61 (3.60)	-	3.60+2.80	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○陸間閉鎖に配慮する。	天端高T.P.+3.60m、T.P.+2.80mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=737m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。			
	○	越前海岸 船子地区	港湾局 (宮城県)	背後に道路が分布する。震災により堤防は被災しており背後地利用計画に併せて整備が必要。	4.83 (4.83)	-	4.83	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○陸間閉鎖に配慮する。	天端高T.P.+4.83mの堤防、水門を整備する。	堤防 L=120m 水門	・海岸施設の維持保全等の推進や利用者への安全確保を図る。 ・港湾施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。			
	○	指ヶ浜海岸 指ヶ浜地区	水産庁 (女川町)	海岸に道路が面し、背後に家屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	3.20 (3.20)	6.40	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○陸間閉鎖に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの護岸を整備する。	護岸 L=638m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。			
○	柳瀬海岸 柳瀬地区	水産庁 (女川町)	砂浜海岸で背後に家屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	3.60 (3.60)	6.40	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○陸間閉鎖に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防、水門を整備する。	堤防 L=600m 水門 L=380m	・海水浴場として利用されることから、背後地から海浜へのアプローチを確保する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアゲートの稼働及び水路の点検に留意する。				

整備箇所整理表【三陸-14】

市町村名	海岸保全区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2 防波水準 (堤防等の高さ・基準面T.P.)			3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・浸蝕 旧計画高 (親岸施設)	津波・高潮 新計画防高 新計画防高 基準施設名	浸食 新計画岸高 基準施設名	防波 津波 高潮	環境 浸食 高潮	利用					
女川町	○	尾瀧漁港海岸 尾瀧地区	水産庁 (女川町)	背後に客屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	2.70 (一)	6.40	-	● ○	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	胸壁 L=60m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。		
女川町	○	出島漁港海岸 出島地区	水産庁 (女川町)	離島に位置する。漁港が整備され、背後に道路、家屋が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	6.40 (一)	6.40	-	● ○	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	胸壁 L=48.5m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。		
女川町	○	巻間漁港海岸 巻間地区	水産庁 (女川町)	離島に位置する。背後に客屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	6.60 (一)	6.60	-	● ○	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	胸壁 L=43.5m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。		

環境: ●特に配慮が必要  
○一般的な配慮が必要  
防波対応: ●津波対策、○風浪などの海岸保全対策、  
△防波点検等  
環境対応: ◎  
利用対応: □

(14/18)